

1. 件名：福島第一原子力発電所における床面以下に貯留する残水の扱いに係る面談

2. 日時：令和2年9月16日（水）13時30分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、高松専門職

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当4名

（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、令和2年7月30日の面談におけるコメントを踏まえ、床面以下に貯留する残水の扱いについて資料に基づき説明があった。
 - 現状では床面以下に滞留する残水が床面を超えて水位を形成すると、比較対象となる各建屋近傍サブドレン水の水位によっては運転上の制限逸脱となり、サブドレン水のくみ上げを全停する必要がある。その結果、サブドレン水位が上昇しサブドレン水が建屋内へ流入し、滞留水が増加するため、運用を見直したいこと。
 - 実施計画26条の変更に当たり、少なくとも原子炉建屋由来の滞留水と連動がないことは説明性が成立すると考えていること。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について精査し後日コメントすることとした。

6. 配布資料

「床面以下に貯留する残水」が床面を超えて水位形成した際に実施計画26条管理外とするための説明根拠と管理方針について